

観光地域づくり整備事業費補助金交付要綱

平成30年4月6日 静岡県告示第327号

第1 趣旨

知事は、観光地域の魅力の向上を図るため、観光地域づくり整備事業を実施する市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。以下同じ。）、公益社団法人静岡県観光協会及び管理団体並びに当該事業を実施する観光関係団体、鉄道事業者、民間製造等事業者及び屋外広告物の設置者又は管理者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「観光地域づくり整備事業」とは、市町が作成する観光地域の整備に関する計画に基づき、市町、公益社団法人静岡県観光協会又は観光関係団体を実施する観光施設を整備する事業、鉄道事業者が実施する鉄道駅ユニバーサルデザイン施設を整備する事業、民間製造等事業者が実施する産業観光施設を整備する事業及び屋外広告物の設置者又は管理者が実施する屋外広告物を撤去する事業（以下これらを「観光地域づくり整備計画推進事業」という。）並びに管理団体を実施する世界遺産構成資産を整備する事業（以下「世界遺産関連整備事業」という。）をいう。
- (2) この要綱において「管理団体」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により指定された市町をいう。
- (3) この要綱において「観光関係団体」とは、次のいずれかに該当する団体をいう。
 - ア 市町の行政区域を単位として設立されている観光団体
 - イ 観光地区を単位として設立されている観光団体
 - ウ その他知事が認める団体
- (4) この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者であって、同法第2条第2項に規定する第1種鉄道事業のうち旅客の運送を行う事業を経営する者又は同条第3項に規定する第2種鉄道事業のうち旅客の運送を行う事業を経営する者で、静岡県内に運行系統を有し、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 前事業年度において、その経営する全ての事業全体（以下「全事業」という。）の損益計算において経常損失を生じている者
 - イ 全事業の経常利益の額が、前事業年度末において全事業の事業用固定資産の価額の5パーセントに相当する額を超えない者
- (5) この要綱において「民間製造等事業者」とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類A－農業、林業（小分類014－園芸サービス業及び小分類029－その他の林業を除く。）、大分類B－漁業（中分類04－水産養殖業に限る。）又は大分類E－製造業に属する事業所を有する事業者（当該事業者を直接又は間接に構成員とする団体を含み、法人である事業者に限る。イにおいて同じ。）

イ その他知事が認める事業者

- (6) この要綱において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (7) この要綱において「鉄道駅ユニバーサルデザイン施設」とは、鉄道事業者が鉄道を利用する観光客の移動の円滑化及び安全性の向上を目的として整備する鉄道の駅（前事業年度における1日当たりの平均乗降客数が1,500人以上3,000人未満のものに限る。）の施設をいう。
- (8) この要綱において「産業観光施設」とは、民間製造等事業者が観光振興、地域振興及び地域産業の活性化を目的として整備する施設で、観光客に対して、当該民間製造等事業者が営む事業等を見学させ、又は体験させるための用途に供するもの及びその附帯施設をいう。
- (9) この要綱において「世界遺産構成資産」とは、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」又は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産一覧表に記載されている県内に所在する構成資産であって、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づく国庫補助金の交付を受けて管理団体が整備するものをいう。
- (10) この要綱において「特定地域」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する市町村の区域（同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。
- (11) この要綱において「一般地域」とは、特定地域以外の地域をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。）
 - オ 設計書、図面及び写真
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、契約書設計図書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 市町長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (8) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費の配分の変更
 - ア 補助金額の20パーセント未満の減額の変更
 - イ 工事費と設計費との間における流用で、流用先の経費の額の20パーセント未満の変更
- (2) 事業の内容の変更
 - ア 事業量の20パーセント未満の変更
 - イ 事業費の20パーセント未満の変更

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) 資金状況調べ（様式第4号）（(1)の申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）

- (5) 変更設計書及び図面
- (6) その他知事が必要と認める書類

第8 状況報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 入札及び契約関係に係る書類の写し
 - イ 事業進捗状況調書（様式第6号）
- (2) 提出期限
 - ア (1)アについては、契約締結後7日以内
 - イ (1)イについては、毎月末の状況を翌月の10日まで（ただし、事業が完了した月については不要）

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第7号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 収支決算書（様式第3号）
 - エ 契約書、完成届及びしゅん工検査復命書の写し
 - オ 精算設計書、図面及び完成写真
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
 - 事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到着した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第8号）
- (2) 提出期限
 - 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第11 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- (1) 概算払請求書（様式第8号）
- (2) 出来高を証明する書類
- (3) 資金状況調べ（様式第4号）

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表

1 観光地域づくり整備計画推進事業

補助の対象	補 助 率		
	地 域	観光施設完成後にこれを無料で運営する場合	観光施設完成後にこれを有料で運営する場合
市町及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する観光地域づくり整備計画推進事業に要する経費（事務費を除く。）	特定地域	当該事業に要する経費（事務費を除く。）の2分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
	一般地域	当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	当該事業に要する経費（事務費を除く。）の4分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
観光関係団体が実施する観光地域づくり整備計画推進事業に要する経費（事務費を除く。）に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	特定地域	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、観光関係団体が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の2分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、観光関係団体が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
	一般地域	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、観光関係団体が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、観光関係団体が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の4分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
鉄道事業者及び民間製造等事業者が実施する観光地域づくり整備計画推進事業に要する経費（事務費を除く。）に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	特定地域	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、鉄道事業者及び民間製造等事業者が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	
	一般地域	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、鉄道事業者及び民間製造等事業者が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の4分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	

屋外広告物の設置者又は管理者が実施する観光地域づくり整備計画推進事業に要する経費（事務費を除く。）に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	特定地域 一般地域	市町が補助するのに要する経費の10分の10以内。ただし、屋外広告物の設置者又は管理者が実施する当該事業に要する経費（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
--	--------------	---

2 世界遺産関連整備事業

補助の対象	補 助 率	
	施設完成後にこれを無料で運営する場合	施設完成後にこれを有料で運営する場合
管理団体が実施する世界遺産関連整備事業に要する経費（事務費を除く。）	当該事業に要する経費から文化財保護事業費関係補助金交付要綱に基づく国庫補助金相当分を控除した金額（事務費を除く。）の2分の1以内とし、別に定める額を限度とする。	当該事業に要する経費から文化財保護事業費関係補助金交付要綱に基づく国庫補助金相当分を控除した金額（事務費を除く。）の3分の1以内とし、別に定める額を限度とする。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

観光地域づくり整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊟）

年度において観光地域づくり整備事業（ ※ ）を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

(3) 事業の概要

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

（注）（ ※ ）内には、観光地域の整備に関する計画名又は世界遺産構成資産名を記入すること。

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

観光地域の整備に関する計画名 世界遺産構成資産名			
施行箇所			
施行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業名	事業費	事業量	備考
計			

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
県補助金	円	円	円	円	
市町費					
その他					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
工事費	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

資金状況調べ

区分 月別	収入			支出			差引残高
			計			計	
月	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

（注） 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

観光地域づくり整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊟）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域づくり整備事業の計画（ ※ ）を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、変更決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

（注）（ ※ ）内には、観光地域の整備に関する計画名又は世界遺産構成資産名を記入すること。

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業進捗状況調査書

所在地
名称
代表者氏名
(市町にあっては、市町長氏名)

年 月 日現在

事業名	契約額	着工 年月日 完成	工事進捗度			請負業者名	摘要
			前月まで	今月	累計		
	円		%	%	%		

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊟）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域づくり整備事業
（ ※ ）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

実績報告額 円

（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）

円 - 円 = 円

（注） （ ※ ）内には、観光地域の整備に関する計画名又は世界遺産構成資産名を記入すること。

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定（変更の決定））を受けた観光地域づくり整備事業（ ※ ）の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

（注） （ ※ ） 内には、観光地域の整備に関する計画名又は世界遺産構成資産名を記入すること。

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊞）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域づくり整備事業
（ ※ ）の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | | |

（注） （ ※ ）内には、観光地域の整備に関する計画名又は世界遺産構成資産名を記入すること。